

令和7年度 育児休業等取得中の利用調整（選考）に関する申立書

令和 年 月 日

宛先 豊中市長

令和 年 月入所選考から令和 年 月入所選考まで（最長令和8年3月入所選考まで）、希望している保育施設等に入所ができない場合、育児休業等を延長することが可能であるため、他の児童を優先的に選考していただいて構いません。

注意事項（下記を確認し、をしたうえで、ご署名ください）

私は下記の内容を確認したうえで申立書を提出します。

- ・育児休業等の延長が許容できるものとして、利用調整（選考）において300点の減点対象となります。
- ・保育施設入所に関する証明書（不内定証明）の発行は可能です。
利用調整（選考）の結果、不内定となった方には利用開始希望月および児童の満1歳の誕生日前日の月には不内定を文書（保留通知）で通知します。個別に証明発行の申込は不要です。それ以外の月に「保育施設入所に関する証明書（不内定証明）」が必要な場合は発行の申込が必要です。
- ・希望施設に欠員が出る等により入所可能となった場合は内定となります。
- ・内定後に辞退された場合、辞退された月の「保育施設入所に関する証明書（不内定証明）」は発行できません。
- ・令和8年4月入所選考以降も継続される場合、申立書の再提出が必要です。

※令和8年4月入所選考申込（令和7年10月頃に受付開始予定）より再提出可能です

※提出期限は各入所選考の申込締切日までとなり、提出がない場合、300点減点の対象外となります

- ・育児休業等の延長可能期間（300点の減点対象期間）を短縮される場合などは、別途、「豊中市保育施設等新規入所申込内容【変更フォーム】」にて電子申込手続きが必要です。下記の＜変更用＞を記載のうえ、提出ください。

※未提出の場合は、300点の減点が継続されます。

<変更用>

育児休業の取得に伴い、利用調整（選考）において300点の減点対象となっていますが、令和 年 月入所選考より減点の削除を希望します。なお、保育所等への入所がきまれば復職することが可能です。（復職されない場合は内定取消・退園対象となります）

保護者署名（育児休業等の取得者）： _____

児童氏名（生年月日）： _____（平・令 年 月 日生）